

令和2年4月13日

お客様各位

税理士法人大樹
代表社員 五藤一樹

緊急事態宣言発令に伴う当社の対応について

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大により、緊急事態宣言が発令されたことを受け、当社ではお客様をはじめとする関係者様および当社職員を含む皆様の安全確保と継続したサービス提供のため、以下の対応を実施することにいたしました。ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

【訪問について】

お客様および皆様の声を第一に尊重すべく対応するように努めていく所存です。感染拡大の懸念、不安などあれば遠慮なくお声掛けください。

当社ではWEB会議での対応を推奨しております。操作方法等については担当職員よりご案内させていただきます。

【ご来訪について】

安心してご来訪いただけるよう社内の感染対策として空気清浄機とクレベリン（室内ウイルス除去・除菌）を各部屋に設置し、受付付近に消毒液をご用意しております。ご自由にご利用ください。

【資料の受け渡しについて】

基本的には郵送、メール、FAXでの受け渡しをお願いいたします。

2020年3月決算5月申告のお客様におかれましては、特に資料の受け渡し、お打合せが多く必要となる時期でございます。担当者より決算スケジュールについてのご連絡を近日中にご案内させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大による税制上の措置、融資・補助金・助成金制度についての支援施策等については別紙をご参照ください。制度の適用を検討される場合は担当者までご相談ください。

以上